

令和6年度
京都市国民健康保険保健事業
「生活習慣病一次予防事業」
～運動ひろば 京からだ！～
業務委託事業者募集要項

● 応募書類の提出期限

令和6年4月12日（金）午後5時30分まで

※ 応募書類は郵送又は持参すること。

● 問合せ先及び応募書類提出先

京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課（特定保健指導担当：恋水、小池）

〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル4階

電 話： 075-213-5862

E-mail： kokuho-kenko@city.kyoto.lg.jp

1 目的

京都市国民健康保険では、特定健康診査の結果、特定保健指導対象者以外で、生活習慣病を発症する可能性が高いと見込まれる者に、その発症を予防し、被保険者の健康づくり及び将来的な医療費の適正化を図るため、保健事業を実施しています。

今回、京都市国民健康保険保健事業「生活習慣病一次予防事業」～運動ひろば 京からだ！～の令和6年度実施に当たり、効果的なプログラム内容の実施が可能な事業者を公募します。

2 業務内容

(1) 名称

令和6年度京都市国民健康保険保健事業「生活習慣病一次予防事業」～運動ひろば京からだ！～

(2) 委託する業務

別紙1 委託業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで（事業の実施は令和6年9月からの予定）。

(4) 委託料

上限2,800千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本事業に係る予算が不成立等の場合には、契約できない場合や事業内容を変更する場合があります。その場合は、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできません。

(5) 業務の打ち合わせ

月1回程度

3 応募資格

事業者の特性を活かしたプログラムの提供が可能であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者としします。ただし、(2)に該当する者が事業受託者に決定した場合は、契約締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出していただきます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者

(2) 前号に該当しない者については、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項に掲げる資格及び本業務と同様の業務を受託した実績を有する者

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

- イ 消費税
- ウ 本市の市民税及び固定資産税
- エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 5に定める提出書類の提出日から選定結果の通知日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

4 受託候補者選定スケジュール

令和6年3月13日(水)	公募開始
22日(金)	質問受付締切
4月3日(水)	質問回答期限
4月4日(木)～12日(金)	企画書等提出
4月26日(金)	プレゼンテーション
5月中旬頃	選定結果の通知
※スケジュールはやむを得ない事情によって、変更することがあります。	

5 企画書等の提出について

(1) 提出書類等

ア 応募者共通

参加意向確認書(様式1)	1部
見積書(社印及び代表者印を押印したもの、又はこれらの押印がない場合には、担当者の氏名及び連絡先が明記されているもの)	1部
経費内訳書(5(6)の指定項目によるもの)	1部
企画書(5(7)の内容に沿ったもの)	原本1部及び写し10部

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

納税証明書(国税等及び京都市税) ※申請日前3箇月以内発行のもの	1部
調査同意書(水道料金・下水道使用料) ※ホームページから様式 ¹ をダウンロードしてください。	1部

¹ 調査同意書(水道料金・下水道使用料)：

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto30/pdf/kyou05.pdf>

(2) 提出期間

令和6年4月4日（木）～令和6年4月12日（金）午後5時30分必着（持参、郵送可）

※郵送の場合は、期限内必着の書留郵便に限る。

(3) 提出先

〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル4階

京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課（特定保健指導担当：恋水、小池）

(4) 質疑と回答

ア 受付期間 令和6年3月13日（水）～3月22日（金）午後5時30分まで

イ 質問方法

プロポーザルに関して質問を行う場合は、質問票（様式2）に記入のうえ、電子メールにて「ウ 提出先」に記載のアドレスに送信してください。また、電子メールの件名は、「令和6年度生活習慣病一次予防事業に係る業務委託に関する質問」としてください。

※ 公平で厳正な選定を行うため、メール以外での質問は一切受け付けません。

ウ 提出先 E-mail: kokuho-kenko@city.kyoto.lg.jp

（京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課特定保健指導担当 恋水宛）

エ 回答及び回答方法

令和6年4月3日（水）までに京都市情報館（本市ホームページ）に掲載します。

(5) プレゼンテーション及び質疑応答

ア 日時及び会場、開始時刻等については、企画書等の提出期限後にお知らせします。

イ 方法

- ・プレゼンテーション：20分
- ・質疑応答：10分
- ・プレゼンテーションに用いる資料は事前に提出した企画書のみとします。
- ・パソコン等の機器使用はできません。

(6) 見積書及び経費内訳書の内容等

ア 消費税及び地方消費税相当額を含む金額

イ 次の項目を含む経費内訳書

経費内訳書の項目は以下の項目とし、単価、予定数量、予定金額を記載してください。

なお、以下の記載事項を含むものであれば、様式は問わないこととします。

	品名	予定数量
1. 人件費	事前打合せ	6回
	講師	32回
	サブスタッフ	32回
	受付、報告書作成等	一式

	品名	予定数量
2. 教材・資料等の作成	講義資料の作成（印刷含む）	1 8 5
	事前案内文及び落選通知の作成（印刷含む）	2 2 0
	2～4回目の教室案内の作成（印刷含む）	5 5 5 (185×3 回)
	帳票類(参加満足度調査等)の作成（印刷含む）	一式
3. 郵送費・保険料	郵送費(事前案内、落選通知、次回教室案内)	7 7 5
	郵送費(4回目欠席者アンケート（往復）)	1 5 × 2
	保険料	一式
その他、提案資料に基づき実施される業務（項目ごとに積算すること）		

※ 2・3については申込者数に応じて予定数量に変動の可能性があります。

(7) 企画書の内容等

選定基準（別紙2）に沿って企画書を作成してください。

※ 企画書はできる限りA4サイズにしてください。

6 業務委託先（受託候補者）の選定方法

(1) 企画審査

選定に当たっては選定基準（別紙2）について、提出書類、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合して評価し、審査を行った者の点数を合計したものを参加者の評価点としたうえで、最も評価点の高い事業者（受託候補者）を選定します。

評価点が同点数になった場合は、「指導内容の有効性及び提案者の意欲」の評価項目の合計点数を比較し、最も点数の高い事業者を選定します。それでも同数になった場合は、見積額の最も安価な事業者を選定します。

また、参加者が1者のみであっても、プレゼンテーションを実施することとし、その場合は、採点結果が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定します。

(2) 選定結果の通知

ア 令和6年5月16日（木）までに、文書で通知します。

イ 選定されなかった事業者は、その説明を電子メールにて求めることができます。

（ア）請求先：5(4)ウ と同じ。

（イ）請求期限：通知を受け取ってから10日以内

（ウ）請求方法：①事業者名、②回答を受ける担当者所属及び氏名、③連絡先を併記のうえ、電子メールにて送信してください。（様式自由）

（エ）回答方法：電子メール又は文書にて回答します。

(3) 審査を行う者

受託候補者の選定に当たって、審査を行う者を次のとおり定めます。

生活福祉部長、健康長寿のまち・京都推進室担当部長、保険年金課長、保健事業担当課長、

特定健診担当係長、特定保健指導第一係長、特定保健指導第二係長、担当係員

(4) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結します。なお、受託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行います。

7 選定結果の公表

京都市公式ホームページ（京都市情報館）にて、選定結果とプロポーザルに参加した事業者及び評価点を公表します。

※掲載ページ 「京都市情報館」→「市政情報」→「入札・公募型プロポーザル」→「保健福祉局」

8 委託契約

(1) 委託内容

選定された受託候補者は、企画提案書等に基づき、具体的な事業内容等について京都市と協議し、京都市と合意に達した場合に限り、委託契約を行うものとします。

(2) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とします。

(3) 再委託の禁止

受託者は、本市の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならないこととします。

9 留意事項

- (1) 提出に伴う費用（プレゼンテーションを含む）は、全て事業者の負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出された企画書は返却いたしません。
- (4) 提出期限以降における企画書の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 提出された企画書は、選定業務以外には事業者が無断で使用しません。
- (6) 応募に係る書類の事故等による未着について、本市は責任を負いません。
- (7) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、個人情報及び法人の営業に関する事項を除き、原則公開します。
- (8) 審査の経過等に関する問い合わせには一切応じません。